

皇國神代卷四一九


昭和二十年十二月二十五日

東京天文堂長 

天文堂 

庶務課長  事務官 

會計課長  事務官 

事務局長 

總長 

昭和二十一年曆象年表編纂ニ関スル件

從來本邦ノ國民曆ハ東京天文台官制ノ命ガル所ニ從ヒ同量之カ
編製ニ當リ伊勢神宮ニ於テハ神宮神部署ノ印刷頒行ヲ
經テ汎ク公私ノ用途ニ充テラレ、所載ノ太陽運行日月出没

21.1.28
73
事務課

東京帝國大學

高度、潮汐干満、其他ノ事項ハ諸般ノ年報ノ行事並ニ各種産業技術ニ不可欠ノ基礎資料トシテ重要セラルタル事周知ノ如クデアル。其ノ刊行部數ハ本曆十萬以上、畧曆六百萬ヲ超工皇國治曆ノ實績見ル可キモノガ有ツタガ昭和二十一年曆ハ之ヲ頒布スルコトノ即時停止ヲ要スル新事能ハニ即應ニ本台ニ於テハ急速之ニ代ハル曆象年表ヲ編纂スルヲ要シ依リ十五萬五千部ヲ頒布シ治曆ノ大道ニ欠ル所十カラシメントス

記

- 一、書名 東京天文台編纂昭和二十一年曆象年表(理科年表曆部特輯)
- 一、出版契約 左記ノ請高ヲ徴シ隨意契約ニ依リ東京都神田区小川町二丁目六番地株式會社地人書館ニ出版發行セシム

一出版部數拾五萬五千部

一定價 壹部二付壹圓也

一檢印料 壹部二付拾錢也

一頒布方法 壹萬部ハ東京天文台ニ於テ適宜關係官廳諸學校及各地方廳

諸團作ニ寄贈ス

拾四萬五千部ハ出版發行者ヲシテ日本全國ニ發賣セシム

請書案

東京天文台編輯室昭和二十一年曆象年表(理科年表曆部特輯)出版請書ヲ命セ
ラシ候ニ就テハ左記要項確實ニ履行致ス可ク此版及御請催也

昭和 年 月 日

東京別神田区小川町二月六番地

株式會社地人書館 取締役社長上條 勇

要項

- 一、發行部數八拾五萬五千部トス
- 二、發行期限ハ昭和二十一年一月三十一日トス
- 三、定價ハ壹部ニ付壹圓也トス
- 四、檢印料ハ壹部ニ付拾錢也トシ昭和二十一年一月三十一日迄ニ東京帝國大學事務局會計課ニ納付シ爾後如何ナル事由アルモ返還ノ請ボク爲サバレルモノトス
- 五、壹萬部ヨリ無償ニテ東京天文台ニ納付スル事
- 六、日本全國ニ流布スル採販賣スル事
- 七、其他總テ東京天文臺長ノ指示ニ從フ事

聯合國軍最高司令官總司令部參謀副官發第三號（民間情報教育部）

昭和二十年十二月十五日

日本政府ニ對スル覺書終戰連絡中央事務局理由

國家神道、神社神道ニ對スル政府ノ保證、支援
保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ關スル忤悞詳

一 國家指定ノ宗教乃至祭式ニ對スル信仰或ハ信仰告白ノ（直接的或ハ
間接的）強制ヨリ日本國民ヲ解放スル爲ニ戰爭犯罪、敗北、苦惱、
困窮及ビ現在ノ非慘ナル狀態ヲ招來セルイデオロギ一ニ對スル強制
的財制援助ヨリ生ズル日本國民ノ經濟的負擔ヲ取り除ク爲ニ日本國
民ヲ欺キ偽ル戰爭ヘ誘導スル意圖ノモトニ神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪
曲ヲシテ軍國主義的並ニ過激ナル國家主義的宣傳ニ利用スルカ如キ

コトノ再ビ起ルコトヲ防止スル爲ニ再教育ニ依ツテ國民生活ヲ更新シ永久ノ平和及民主主義ノ理想ニ基礎ヲ直ク新日本建設ヲ實現セシムル計劃ニ對シテ日本國民ヲ援助スル爲ニ茲ニ左ノ指令ヲ發ス

(1) 日本政府、縣廳、市町村或ハ官公吏、屬官、雇員等ニシテ公的資格ニ於テ神道ノ保證、支援、保全、監督並ニ弘布ヲナスコトヲ禁止スル而シテカカル行爲ノ即刻ノ停止ヲ命ズル

(2) 神道及神社ニ對スル公ノ財源ヨリノアラユル財政的援助並ニアラユル公的要素ノ導入ハ之ヲ禁止スル而シテカカル行爲ノ即刻ノ停止ヲ命ズル

(1) 公地或ハ公園ニ設置セラレタル神社ニ對シテ公ノ財源ヨリノ如何ナル種類ノ財政的援助モ許サレズ同時ニコノ禁止命令ハカカル神社ノ設置セラレ居ル地域ニ對シテ日本政府が援助ヲ繼續スルコトヲ禁止スルト解釋セラルベキデハナイ

(2) 從來部分的ニ或ハ全面的ニ公ノ財源ニヨツテ維持セラレテキ

タアラユル神道ノ神社ヲ個人トシテ財政的ニ援助スルコトハ
許サレル 但シカカル個人的援助ハ全ク自發的ナルコトヲ條
件トスル強制的或ハ不本意ノ寄附ヨリナル援助デアツテハ決
シテナラナイ

(ハ) 神道ノ教義、慣例、祭式、儀式或ハ禮式ニ於テ軍國主義的乃至
過激ナル國家主義的イデオロギ―ノ如何ナル宣傳、弘布モ之ヲ
禁止スル 而シテカカル行爲ノ即刻ノ停止ヲ命ズル 神道ニ限
ラズ他ノ如何ナル宗教、信仰、宗派、信條或ハ哲學ニ於テモ叙
上ノイデオロギ―ノ宣傳、弘布ハ勿論之ヲ禁止シカカル行爲ノ
即刻ノ停止ヲ命ズル

(ニ) 伊勢ノ大廟ニ關シテノ宗教的式典ノ指令竝ニ國立ノ他ノ神社
ニ關シテノ宗教的式典ノ指令ヲ撤廢スルコト

(ハ) 内務省ノ神祇院ハ之ヲ廢止スルコト 而シテ政府ノ他ノ如何ナル
機關モ或ハ租稅ニ依ツテ維持セラレル如何ナル機關モ神祇院

ノ現在ノ機能、任務、行政的責務ヲ代行スルコトハ許サレナイ
ヘ)アラユル公ノ教育機關ニシテゾノ主要ナル機能ガ神道ノ調査研
究及ビ弘布ニアルカ或ハ神官ノ養成ニアルモノハ之ヲ廢止シソ
ノ物的所有物ハ他ニ轉用スルコト 而シテ政府ノ如何ナル機關
モ或ハ租稅ニ依ツテ維持セラレル如何ナル機關モカカル教育機
關ノ現在ノ機能、任務、行政的責務ヲ代行スルコトハ許サレナイ
(ト)神道ノ調査研究竝ニ弘布ヲ目的トスル或ハ神官養成ヲ目的トス
ル私立ノ教育機關ハ之ヲ認メル 但シ政府ト特殊ノ關係ナキ他
ノ私立教育機關ト同様ナル監督制限ノモトニマタ同様ナル特典
ヲ與ヘラレテ經營セララルベキコト 併シ如何ナル場合ト雖モ公
ノ財源ヨリ支援ヲ受クベカラサルコト マタ如何ナル場合ト雖
モ軍國主義的乃至過激ナル國家主義的イデオロギ―ヲ宣傳殆ス
ベカラザルコト

(ヲ)全面的ニ或ハ部分的ニ公ノ財源ニ依テ維持セラレル如何ナル教

育機關ニ於テモ神道ノ教義ノ弘布ハソノ方法儀式ヲ問ハズ禁止

セラルベキコト 而シテカカル行爲ハ即刻停止セラルベキコト

(4) 全面的ニ或ハ部分的ニ公ノ財源ニ取ツテ維持セラレ居ル凡テノ教育機關ニ於テ現ニ使用セラレ居ル凡テノ教師用參考書並ニ教科書ハ之ヲ檢閲シソノ中ヨリ凡テノ神道教義ヲ削除スルコト

今後カカル教育機關ニ於テ使用スル爲ニ出版セラレベキ如何ナル教師用參考書、如何ナル教科書ニモ神道教義ヲ含マシメザルコト

(2) 全面的ニ或ハ部分的ニ公ノ財源ニ取テ維持セラレル如何ナル教育機關モ神道神社參拜乃至神道ニ關聯スル祭式、慣例或ハ儀式ヲ行ヒ或ハソノ後援ヲナササルコト

(3) 「國體の本義」「臣民の道」乃至同種類ノ日發行ノ書籍論評、評釋乃至神道ニ關スル訓令中ノ頒布ハ之ヲ禁止スル

(四) 公文書ニ於テ「大東亞戰爭」「八紘一宇」ナル用語為主ソ、他
ノ用語ニシテ日本語トシテノソノ意味ノ聯想カ國家神道、軍國
主義過激ナル國家主義ト明ク離シ得ザルモノハ之ヲ使用スルコ
トヲ禁止スル 而シテカカル用語ノ使用ノ即刻停止ヲ命令スル
(五) 全面的乃至部分的ニ公ノ財源ニ依テ維持セラレル校所、學校、
機關、協會乃至建造物中ニ神祇ソノ他國家神道ノ物的象徴トナ
ル凡テノモノヲ設置スルコトヲ禁止スル 而シテ之等ノモノヲ
直チニ除去スルコトヲ命令スル

(六) 官公吏、屬官、雇員、學生、一般ノ國民乃至日本國在任者ガ國
家神道ソノ他如何ナル宗教ヲ問ハズ之ヲ信仰セヌ故ニ或ハ之ガ
信仰告白ヲナサヌガ故ニ或ハカカル特定ノ宗教ノ慣例、祭式、
儀式、禮式ニ參列セヌガ故ニ彼等ヲ差別待遇セザルコト

(七) 政府、縣、市町村ノ官公吏ハソノ公ノ資格ニ於テ新任ノ報告ヲ
ナス爲ニ或ハ政治ノ現狀ヲ報告スル爲ニ或ハ政府乃至校所ノ代

表トシテ神道ノ如何ナル儀式或ハ體式タルヲ問ハズ之ニ參列スル爲ニ如何ナル神社ニモ參拜セザルコト

三

(4) 本指令ノ目的ハ宗教ヲ國家ヨリ分離スルニテ、マタ宗教ヲ政治的目的ニ誤用スルコトヲ妨止シ、精神ニ同ジ協會ヲ保護ヲ與ヘラル權利ヲ有スルアラユル宗教、信仰、信條ヲ正權ニ同ジ法的根據ノ上ニ立タシメルニアル。本指令ハ實ニ神道ニ對シテノミナラズアラユル宗教、信仰、宗派、信條乃至哲學ノ信奉者ニ對シテモ政府ト特殊ノ關係ヲ持ツコトヲ禁シマタ軍國主義的乃至過激ナル國家主義的イデオロギイノ宣傳、弘布ヲ禁スルモノナル

(4) 本指令ノ各條項ハ同ジ效力ヲ以テ神道ニ關聯スルアラユル儀式、慣例、儀式、禮式、信仰、教へ、神話、傳説、哲學、神社、物的象徴ニ適用サレルモノデアアル

ル國家主義的要素ヲ剝奪セラレタル後ハ若シソノ信奉者ガ望ム場合ニハ一宗教トシテ認メラレルデアラウ、而シテソレガ事實日本人個人ノ宗教ナリ或ハ哲學アリデアル限りニ於テ他ノ宗教同様ノ保護ヲ許容セラレルデアラウ

(N) 本指令中ニ用ヒラレテキル「軍國主義的乃至過激ナル國家主義的イデオロギー」ナル語ハ、日本ノ支配ヲ以下ニ稱クル理由ノモトニ他國民乃至他民族ニ及ボマントスル日本ノ使命ヲ擁護シ或ハ正當化スル教へ、信仰、理論ヲ包含スルモノデアル

(1) 日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他國ノ元首ニ優ルトスル主義

(2) 日本ノ國民ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他國民ニ優ルトスル主義

(3) 日本ノ諸島ハ神ニ起源ヲ發スルカ故ニ或ハ特殊ナル起源ヲ有スルガ故ニ他國ニ優ルトスル主義

(4) ソノ他日本國民ヲ欺キ侵略戰爭ヘ來リ出サシメ或ハ他國民ト
ノ論争ノ解決ノ手段トシテ武力ノ行使ヲ謳歌セシメルニ至ラ
シメルガ如キ主義

三 日本帝國政府ハ一九四六年三月十五日迄ニ本司令部ニ對シテ本指
令ノ各條項ニ從テ取ラレタル諸措置ヲ詳細ニ記述セレ總括的報告ヲ
提出スベキモノナルコト

四 日本ノ政府、縣廳、市町村ノ凡テノ官公吏、屬官、雇員竝ニアラ
ユル教師、教育關係職員、國民、日本國內在住者ハ本指令各條項ノ
文言竝ニソノ精神ヲ遵守スルコトニ對シテ夫々個人的責任ヲ負フベ
キコト

最高司令官ニ代リテ

參謀副官

陸軍大佐 エツチ・ダブルユー・アレン

請書

東京天文台編纂昭和二十一年曆象年表（理科年表曆部特輯）
出版請頁ヲ命ジラシ候ニ就テハ左記要項確實ニ履行致ス可ク
此段及御請候也

昭和二十一年十二月二十八日

東京都神田区十川町三丁目六番地

株式会社地人書館取締役社長上 條 三郎

東京帝國大學總長 南原 繁 殿



要項

- 一、發行部數ハ拾五萬五千部トス
- 二、發行期限ハ昭和二十一年二月三十日トス

三定價八壹部ニ付壹圖也トス

四檢印料八壹部ニ付拾錢也トシ昭和二十一年一月三日迄ニ東京帝國大學事務局會計課ニ納付シ爾後如何ナル事申了ルモ返還ノ請求ヲ爲サハルモトス

五壹萬部ヲ無償ニテ東京天文台ニ納付スル事

六日本全國ニ流布スル複製賣スル事

七其他總テ東京天文臺長ノ指示ニ從フ事